3飯総第504-1号 令和4年3月1日

飯塚市議会議長 松 延 隆 俊 様

飯塚市長 片 峯 誠

議案の訂正について

令和4年第1回飯塚市議会定例会に提出しました議案について、下記のとおり訂正します。

記

1 議案

議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

2 訂正の理由

「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」に係る「非常 勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等」により改正していた、条例第2 条第3号ウについて、削除すべきでないものを誤って削除していたため、及び条例第2 条の5の「ただし書」について、政令で定める日をもって改正すべきところを誤って 改正していたため。

3 訂正内容

別紙のとおり

(誤) 議案書16ページから17ページ

改正後	改正前
イ (略)	イ (略) ウ その任期の末日を育児休業の期間の 末日とする育児休業をしている非常勤職 員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任 期の満了後に特定職に引き続き採用され
(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規	期の個子後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (育児休業法第2条第1項ただし書の人事
則で定める期間を基準として条例で定め	院規則で定める期間を基準として条例で
る期間)	定める期間)
第2条の5 育児休業法第2条第1項第1号	第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし
の人事院規則で定める期間を基準として	<u>書</u> の人事院規則で定める期間を基準とし
条例で定める期間は、57日間とする。	て条例で定める期間は、57日間とする。

(正) 議案書16ページから17ページ

改正後	改正前
イ・ウ (略)	イ・ウ (略)